東大阪市外の学校へ転出の場合

１、市役所又は行政サービスセンターで住民異動の手続きをします。
　　他市への転居の手続きは、転居予定日の２週間前からできます。

　　① **転退学通知書**を受け取ります。

２、藤戸小学校で転校の手続き

　　① の「**転退学通知書**」を提出してください。
　　②「**在学証明書**」と
　　③「**転学児童生徒教科用図書給与証明書**」を発行します。
　　④　給食費等の諸費用の清算を行います。
　　尚、返金について間に合わない場合は、後日ゆうちょ銀行の
　　お子様の口座に入金しますので、解約されないようお願いします。

３、転出先の学校で、転入手続き

　　＊学校の転入手続きは、市町村によって異なります。
　　詳しくは各市町村の窓口でお尋ねください。

　　＊②「**在学証明書**」
　　③「**転学児童生徒教科用図書給与証明書**」は
　　転出先学校に提出してください。

◎　事前に転出先学校に連絡されることをお勧めいたします。